

平成31年度（2019年度）事業計画

I. 会議関係

1 理事会・評議員会・監事会

会議名	開催予定回数	開催予定月
理事会	2回	6月・2月
評議員会	2回	6月・2月
監事会	1回	5月

2 委員会

委員会名	開催予定回数	開催予定月
給水装置工事主任技術者試験委員会	2回	5月・11月
同上 幹事委員会	3回	7月
同上 選定委員会	1回	8月
機関誌編集委員会	2回	4月・10月
調査研究課題選考委員会	1回	5月
給水装置工事技術指針改訂委員会	4回	5月・8月・ 11月・2月

II. 事業関係

1 給水装置工事主任技術者試験実施事業

1) 2019年度給水装置工事主任技術者国家試験事業

水道法(昭和32年法律第177号)に基づき、指定試験機関(平成9年5月2日衛水第173号)として給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を下記のとおり行う。

試験事務のうち、試験問題の作成及び合否判定等、給水装置工事主任技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に関して、試験委員会を設置して公正な試験運用を図る。

試験会場運營業務については、経費の削減を図るため、3地区(北海道・中国四国・沖縄)を直営により実施する。

また、試験会場での喫煙防止対策は引き続き行うこととし、特に、千葉、名古屋の試験会場については敷地内及び周辺道路も含めた全面禁煙指導を行う。具体的には、受験票に禁煙厳守を明記するとともに、試験当日の警備員を増強して巡視を徹底するなど、引き続き試験会場での禁煙防止指導の徹底を図る。

また、試験会場周辺の商業施設への無断駐車防止についても力を入れ、特に東京、千葉、大阪会場については、受験票に無断駐車厳禁等を明記するとともに、新たに、周辺の商業施設へ警備員を配置する等の無断駐車防止対策を実施する。

試験監督業務については、個人への委嘱から団体委託への移行を進め、業務の適正化・合理化に努める。

なお、受験者の合格率・正答率の向上を目指して、平成27年度から実施してきた「改訂給水装置工事技術指針」の受験者限定・期間限定割引を2019年度も行うこととし、一層の普及促進に努める。

(1) 試験の実施予定

- ① 試験予定日 2019年10月27日(日)
- ② 試験予定地 全国8地区、10試験地
[北海道、東北、関東(3試験地)、中部、関西、中国四国、九州、沖縄]
- ③ 受験予定者数 16,400名(前年度計画17,100名)

2) 給水装置工事主任技術者免状交付受託事業

給水装置工事主任技術者免状交付事務については、給水装置工事主任技術者試験に関する一連の業務として、厚生労働省から受託する予定である。

3) 給水装置工事主任技術者免状の未申請者対策事業

給水装置工事主任技術者の免状申請資格者(試験合格者と経過措置講習受講者)は平成30年10月末現在で約30万人であり、そのうち、約6,700人が免状未申請の状況である。その内訳は、約5,000人がおよそ20年前に免状申請資格を取得した経過措置講習会の受講者であり、残りの約1,700人は平成9年度からの国家試験合格者である。

免状申請資格を取得してから長期間経過しても免状申請をしていない者が多いことから、その者が、実際に給水装置工事に従事しているのか、あるいは、世代交代等により主任技術者としての資格を要しない仕事を行っているのかなど、不明である。また、今後の免状申請の可能性についても想定出来る状況ではなく、これらの膨大なデータを実態が不明のまま将来に亘り管理することとなる。

このため、免状申請資格者で長期間を経過しても免状申請を行わない者に対して、平成30年度に免状未申請の理由等について調査を実施した。2019年度はこの調査結果に基づき、資格取得から長期間経過した未申請者への申請促進などの対応策を検討する。

2 給水装置工事主任技術者研修等事業

1) 給水装置工事主任技術者研修事業

平成30年12月12日に指定給水装置工事事業者の5年の更新制度を含む「水道法の一部を改正する法律」が公布されたことから、今後、水道事業者は、その更新申請にあたっては、主任技術者の研修受講状況を確認することが求められる。

このことから、平成30年度に当財団内に、関係団体を委員とする「給水装置工事主任技術者の技術の維持・向上のための講習に関する検討会」を設置し、研修テキストの見直し、最新の給水装置工事に関する講習会のあり方及びその内容について検討を重ねるとともに、学習成果判定手法を含む高度なeラーニングシステムの再構築を図っている。

主任技術者研修は、受講者の利便性を考慮し、eラーニング及び講習会を予定しており、主任技術者証保有者のみならず主任技術者免状の交付を受けた者は誰でも受講できるようにする。

受講料については、今まで無料であったが有料化し、eラーニング、講習会それぞれの必要経費に応じて異なる受講料とする。

2) 給水装置工事主任技術者証発行事業

給水装置工事主任技術者には、希望に応じ携帯用顔写真入り主任技術者証を有償発行する。

2019年度からは、技術者証の有効期間を5年とし、技術者証の更新時には主任技術者研修を受講いただくこととしており、講習修了者には、受講済みを明記した技術者証を発行する。

・発行予定者数 12,250名（前年度計画11,360名）

3 給水装置工事配管技能者養成事業

1) 給水装置工事配管技能検定会事業

水道法施行規則第36条第2号に定める「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成するため、給水装置工事配管技能検定会を下記のとおり実施する。

また、平成30年12月に公布された改正水道法により、指定給水装置工事事業者の更新制度（5年）が導入され、同更新申請にあたっては、水道事業者は、給水装置工事における「技能を有する者」の配置状況及びその資格について確認することが求められる。このことから、配管技能検定会を開催していない地域の水道事業者を重点的に訪問し、「技能を有する者」を養成することを目的とした配管技能検定会の開催を要請し、水道法改正に伴い、各水道事業者の給水条例改正と併せ、供給規程、標準仕様書、施工指針等への明示について要請することにより、検定合格者の社会的位置づけの明確化に継続して努めるとともに、配管技能検定会の更なるPRを行う。

(1) 給水装置工事配管技能検定会の実施予定

- ・受検予定者数 計 1,250名（前年度計画1,200名）
（前年度計画の内訳は、全国標準検定：1,120名、地域オプション検定：20名、ポリエチレン管検定：60名）

給水装置工事配管技能検定会の合格者全員に対して、「給水装置工事配管技能者証」を発行する。

- ・発行予定者数 1,060名

① 全国標準検定

給水装置工事について2年以上の実務経験を有する者を対象として、配水管の分岐穿孔と3管種の給水管の切断・接合・組立に関する検定を行う。

なお、指定の資格を取得している場合は、実技課程における3管種の給水管の切断・接合・組立が免除となる。

- ・受検予定者数 1,230名

② ポリエチレン管検定

ポリエチレン管（いわゆる青ポリ管）の給水装置工事に対応できる配管技能者を養成するため、全国標準検定合格者を受検資格としてポリエチレン管検定を行う。

- ・受検予定者数 20名

③ 検定会の見直し及び経過措置

近年、給・配水管に青ポリ管を採用する水道事業者が増加しているが、現在のポリエチレン管検定は、まず全国標準検定に合格した後に受検する必要がある、両検定の受検料の合計は高額なため、開催数及び受検者数は低迷している。

一方、青ポリ管については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）及び青ポリ管のメーカーが施工技能を習得するための講習会を行っているが、いずれも民間の団体・企業であり、水道事業者からは公的機関が講習を行ってほしいとの要望を受けている。

このため、2020年度から現在のポリエチレン管検定を全国標準検定に統合し、受検料の低減化、受検に要する時間の短縮化を図り、受検環境を改善する。2019年度は、経過措置として、現行の全国標準検定に合格した者と合格していない者、POLITEC又はメーカーによる講習会の受講修了者と未受講者に分類し、青ポリ管施工の実務経験も加味して、新たな検定と同等とみなせる場合には、給水装置工事配管技能者証を有償で発行する。

(2) 給水装置工事配管技能者証の発行

- ・給水装置工事配管技能者証の合計発行予定者数

1,570名（前年度計画 900名）

① 給水装置工事配管技能検定合格者（新規は、平成28年度以前の合格者）

既に検定に合格している有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

- ・発行予定者数 1,370名（前年度計画 640名）

② 給水装置工事配管技能資格者

水道事業者等が付与した資格であって、給水装置工事配管技能者認定協議会（平成25年3月解散、その後の事務は当財団が引き継ぐ）が認定した資格に該当する有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

- ・発行予定者数 200名（前年度計画 260名）

4 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発事業

1) 共同研究事業

平成30年8月に当財団ホームページに掲載した「熊本地震給水装置被害状況調査報告書」によれば、熊本地震での主な給水管種の被害の原因については判明しているが、ポリエチレン管については、既に得られた記録、写真等のデータだけでは原因が明確にできなかった。

このため、当財団が中心となり熊本市上下水道局、日本ポリエチレンパイプシステム協会及び給水システム協会の4者で共同研究を行い、ポリエチレン管の被害の原因と解決策を追究する。

2) 調査研究助成事業

給水装置工事技術の開発普及等を目的とし、研究者または団体を対象に調査研究費の助成を行う。

3) 普及啓発事業

(1) 機関誌「きゅうすい工事」の発行

- ・発行部数 3,400部/回 (年2回)
- ・発行月 2019年7月・2020年1月

(2) 給水装置工事に関する図書の発行

- ・改訂給水装置工事技術指針
(平成25年4月発刊、平成30年4月3刷発刊)

平成27年度から給水装置工事主任技術者試験の受験者限定割引として、期間限定により5,000円で販売し、一層の普及促進に努めているところであり、2019年度も引き続き受験者限定割引を実施する。

また、今般の水道法の一部改正に伴い、給水装置工事技術指針改訂委員会を設置し、給水装置にかかる法改正の内容と最新の技術情報を反映したものへと改訂を行い、2020年4月A4版として発刊を目指す。

- ・給水装置の事故事例に学ぶ
(平成23年8月発刊、平成27年7月3刷発刊)
- ・東日本大震災給水装置被害状況調査報告書
(平成28年9月発刊)

(3) 給水装置技術資料の財団ホームページを活用した普及

- ・「直結給水における逆流防止システム設置のガイドラインとその解説」
(平成29年6月掲載)
- ・「熊本地震給水装置被害状況調査報告書」
(平成30年8月掲載)
- ・「事故事例に学ぶ II」
(平成30年12月掲載)
- ・「給水装置 Q&A」
(2019年8月掲載予定)

(4) 給水装置普及啓発講演

日本水道協会地方支部及びブロック別協議会等による研修、講演会に講師の派遣依頼（地震被害状況報告、事故事例等＋給水装置の基礎知識）を受けるなどにより、積極的に給水装置の技術開発の普及啓発活動を行う。

5 国際技術協力事業

当財団は、給水装置工事に係る国際技術協力として、平成27年度から公益社団法人日本水道協会がJICA（独立行政法人国際協力機構）より受託し実施しているJICA課題別研修に職員を講師として派遣しているところであり、今後も講師派遣を含め、JICA等を通じて積極的に国際技術協力に参画する。